

司法書士法教育ネットワーク 第5回定時総会・記念研究会

消費者市民を育てる消費者教育と法教育 ～消費者教育推進法の制定を受けて～ (6-3)

2013年6月16日(日)午後1時45分～午後4時40分 京都司法書士会館 にて

登壇者：田寛美樹氏 司法書士 司法書士会法教育ネットワーク事務局
前田道利氏 司法書士 奈良青年司法書士会法教育委員会委員
大野栄司氏 司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会前委員長
沖本真由美氏 司法書士 広島司法書士会会員
小牧美江氏 司法書士 近畿司法書士会連合法教育推進委員会前委員長
進行役：浅井健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長

(3)

浅井 つづきまして大野さんの方から特別支援学校での消費者教育ということでの報告をしていただきたいと思います。大野さんは大阪司法書士会法教育推進委員会前委員長という立場で、前田さんとのからみもあっているところで法教育もされていますのでよろしくお願いします。

実践紹介：特別支援学校での消費者教育

大野 みなさんこんにちは。ご紹介にあずかりました司法書士の大野と申します。レジュメの方はですね、特別支援学校での消費者教育ということでA4表裏3枚もののレジュメです。基本ちょっとしゃべりがへんになると思いますのでよろしくお願ひいたします。

私はですね大阪司法書士会法教育推進委員会の前委員長という肩書きをいただいているんですが、司法書士のみなさんだったらわかると思うのですが、この時期総会がありまして、総会で任期満了で前委員長になってるんですけど、当然、新しい委員会はまだ設置していないわけですが、事務局の人には権利義務委員長とか、ありがたくない言葉をいただいております、今も委員長ということをやっているということで、一応、前委員長なんですけど。

今日はですね、特別支援学校の消費者教育ということで、私が特別支援学校でこういった法律講座をさせていただいているかということについてお話しさせていただきます。

まず、大阪市の特別支援学校についてということで、レジュメの1枚目、裏のページを見て頂ければと思います。「大阪市立特別支援学校の機能の充実」というやつで、大阪市の特別支援学校が9校ですかね、今、一つ新設されまして10校あるんですけども、私が毎年行かせてもらっている学校はですね、一番右上の思斉(しせい)特別支援学校、大阪市旭区の学校に毎年行かせてもらっております。私が行ったのはちょうど平成20年からだったので、当時は養護学校という名前だったんですけど。それから私も法教育の委員長とかするようになりまして、担当の先生にですね、もっと司法書士会が特別支援学校で法律講座をやっていることを広めて下さいということで、担当の先生が他の学校とかとの交流の場でアピールして下さいまして、今この9校の学校の中で、大阪司法書士会が行っているのが、5つですかね、過半数ぐらいの学校で大阪司法書士会が法律講座を開催しているという形になっております。

みなさん特別支援学校をご存じかと思いますが、一般的には知的障害、発達障害に関するケースのお子さんがですね、学校に通われているという形であります。

大阪市の特別支援学校は今10校あるんですけど、レジュメの2番目ですね、大阪市立特別支援学校での講義形態ということで。私は思斉特別支援学校という学校で平成20年からですから、5年間毎年行かせてもらっています。当時は、私も平成20年頃という、駆け出しといいますか、法律講座ほとんど行ったこ

とがないぐらいで、一般高校に2、3校行ったぐらいだったんですけど、思斉特別支援学校になぜ行くようになったかというたら、事務所から近いと、自転車でも10分やから行ってくれへんかと、最初はちょっと軽い気持ちで行かせてもらって担当の先生と打合せをさせてもらったのが最初でした。

それで中身について打合せの中でお話しさせてもらったんですけど、私も特別支援学校の生徒さんがどのような特色があって、どういう子どもたちかもよくわからないので、大阪司法書士会が使っている普通のレジユメ、契約とかいろんなことが書いてあるレジユメを持って行きまして、高校ではこういうレジユメ使っているんですけど、どうですかねという感じで提供させてもらったら、ぜったい無理ですとうことで。だから、そこで私が全然理解していないというのが学校の先生からわかったんでしょうね、一回見学に来て下さいと、授業を見学にということで、中学校3年生、支援学校、中学校3年生の授業を見学に行きました。中学校3年生ですから、私も全然、どんな子どもたちか全然わからない状況で見学に行ったんですけど、そのときの授業はですね、お金の計算をやっていたんですよ、たとえばヨドバシカメラで3千円のものを買いました、今、所持金が4,500円です、今、手元に残るお金はいくらでしょうかということ、みんなで考えていたんですよ。普通の中学3年生だったらすぐわかる問題と思ったんですけど、それが、やっぱりわからないんですよ。普通だったら1,500円というのが出ると思うんですが、引くのを足したり、足し算、引き算、普通に5引く3という人多分わかると思うんですが、いざ、買い物とかの話になったら、なんか混乱してわからないというようなことで、すごい衝撃を受けました。

毎年見学に行ってるんですけど、次の年も見学に行ったら、パソコンの授業も見学させてもらったら、ちゃんと普通に「あ」とか「い」とかだったら打ち込めるんですけど、それが「あ」と「い」が改行されて次の行になっていたりとか、「あいうえお」というのがまっすぐじゃなくて、「あい」「うえお」とか、やっぱり、なかなか一文を作るのに、なかなか時間がかかるかなあという感じがありました。

見学をさせてもらってですね、学校の先生と打合せをしたんですけど、とりあえず、むずかしい話にはできないなど。学校の先生がいうには、繰り返し同じことを言うて下さいと。一番最後に言おうと思ってたんですけど、契約は口約束でも成立しますよとか、そういうむずかしいことではなくて、何かトラブルになったときは、誰かに相談しましょう、学校の先生でも、お父さん、お母さんでも構わないです、それを毎年言うて下さい。てことは、毎年来て下さいということですよ。毎年言うて下さいということ。講義形態というところに書かせていただいたんですけど、僕は年に2回行ってるんですよ。高等部に1回、中学校3年生に1回、あわせて2回行ってるんですよ。そうするとまず、中学校3年生のときに、僕が話したことを1回聞いてますよね。高等部1回というのは、思斉特別支援学校の中の、一番知的障害が低い子どもさん、一番理解度のあるといったらいいんですかね、生徒さんの1年生から3年生の合同授業なんですよ。ということは、中学3年生の生徒さんは僕の講義を1回受けたら、高校で僕の講義を3回受けるんですよ。ということは同じ講義を4回聞くということになるんですよ。

とりあえず僕が行ったら、来年僕と違う人が来たというのもダメです。同じ人が来ないとダメなんです。同じ人が来て、同じキーワードを繰り返し言うて下さい。だから、いつ僕が終わるのかな。(会場笑い)いつやめられるかなと思うんですけど、キーワードを必ず繰り返し、同じことを言うて下さい。それでやっぱり少しでも子どもたちが社会に出たときに頭に残ったら、それはそれでいいですよということをおっしゃっていただいて。今、だから5年間行ってるんですよ。だから、先、どうしようかと思ってるんですけど。そういう形で今も行ってあります。

講義の内容なんですけど、特別支援学校の1時限というのは40分なんですよ

ね。高等学校で一般的に50分なんです。10分間少なくて、何をしゃべろうかというのを最初の頃、ずっと考えていたんですけど。まず、学校の先生に言われましたのは、レジュメとかそういうのは一切配らないで下さいと言われました。何ですかという話になったら、やっぱりレジュメを配ってしまったら生徒さんって全部下を向いてしまうんです。下を向いて話を聞かない。だからレジュメは一切配らないで下さいと言われました。

1時限40分で「自己紹介」からと書いてるんですが、一般的な高校では司法書士とは、というところから話もするんですけど、司法書士の話をしたよりも、もっと引きつけるような話せなあかんかと、前の授業どんな授業やったんとか、世間ばなしをしてますね、最初の5分間というのは。あまり固い話をしないようにしています。最初のイントロというか。ただまあ、特別支援学校の子もたち、さっきも言いましたけど一番理解度の高いクラスに行かせてもらってるんですけど、けっこうかなり高いなと思う子もいるんですよ。携帯電話とかを持ってる方も3割とか4割とかいらっしやいまして、僕がちょっとしゃべって、すべったなと思うことあるじゃないですか。そのときに「すべったな」とか言うんですよ。目の前で。(会場笑い)結構遠慮せえへんな、と思いながら。一般的には支援学校の子もたちといたら、ものすごく礼儀正しいです。きちんとあいさつしてくれますし、「わかる人!」というみんな手を挙げてくれますね。みんな素直で純真な子どもたちだと思います。その中ですべったとか言うと、結構びっくりするんですよ。最初につかみそこねたりすると大変なんですけど。

次に「法律、契約のお話」ということなんですけど、一般的な契約クイズとか、契約の話とかもあんまりしないですね。基本的には、法律でお酒って何歳で飲めるって知ってる、とか、社会人って何歳か知ってるとかそんな、物盗ったらあかんて何の法律か知ってる的な話から、どんどんどんどん膨らましていくことを考えていますね。

契約のお話ということなんですけど、支援学校の子もたちね、コンビニとかで物買いますけど、契約は口約束ということよりも、今だったら100円、200円とかで損してもそれで済むけども、将来になったら10万円とか、20万円とか高い買い物もせなあかんときがあるから、そういうときに注意せなあかんことがあるんですよという形で、次の寸劇の話にもっていくように考えています。そのへんはあんまり契約はどうだ、こうだとは話はしないというか、そういう形でもっていってますね。

「寸劇」ですけど、寸劇の台本みたいなものを2ページ目からつけさせてもらってますけれども、大阪司法書士会の台本なんです。社員、生徒、社員、生徒ということで社員というのに支援学校の先生になっていただきまして、生徒さんは、ちょっと元気のいい生徒さんにやってもらって寸劇をする。これ自体は当然配らないですから、掛け合いの中で、今日持ってきたんですけど、これは「問1 アンケートに「答えて」といわれた、どうする?」と書いてるんですけど、1個1個こういう形で見てもらうんですね。A、B、Cどうでしょうという感じで、手を挙げたりしてもらってますけど、なんでこれを作ったかと言いますと、例えばこれ2番の問題なんですけど1番、2番とかを続けて入れてしまったら、支援学校の生徒さんって、まあいうたら、どこを見ていいかわからない部分があって、例えば1番が終わったら、1番を外すと、2番になったら2番を立てるということを、1個1個やってもらってます。これを順々順々に続けていってやっていくという手法で、これは学校の先生に作ってもらったんですけど、1、2、3という形で。まあ、工夫してやってるという形です。

このショートコントなんですけど、これ化粧品と書いてるんですけど、男性が多い場合はこの化粧品をイチローのサインボールに変えて同じような寸劇をしたりもやっていますね。

寸劇が15分と書いていますが、寸劇をやめて、たまに、何年かに1回は携帯

トラブルという講座もやっています。支援学校の子どもたちは携帯電話を持ってる子も何人かいますので、携帯電話で高額な、例えば20万円とかの支払が出てきたらどうしたらいいんですか、というような話もちょくちょくあるらしいので、そういう講座をする場合もあります。

「終わりに」というのは、最後の5分間は、たいへん強調していますね。トラブルにあったときは相談しましょうということで、高校とかの場合には、相談センターの紹介とか、法テラスの紹介とかというのを、大阪の法教育推進委員会の方ではやってるんですけど、特別支援学校の生徒さんの場合にはとにかく、ひとりで解決しないように、困ったら相談しましょう、学校の先生でも、親御、お父さん、お母さん、身近な方で構いませんから、必ず相談して下さいといことを毎年言うてるんですよ。

必ず相談するということを言ってるんですけど、僕は毎年行ってますからね。僕は顔なじみの人とかいるときに、例えば、「困ったときには相談しましょう」というのを「… しましょう」と書いて、ここに何が入るでしょうって言うんですけど、なかなか出てこないのが現状なんです。だから、毎年困ったときはお父さん、お母さん、学校の先生、知り合いに必ず相談しましょうね、言いましょうねということなんですけど、繰り返し講義させてもらってるというのが現実ですかね。

最後に特別支援学校における注意点についてなんですが、僕自身も特別支援学校の子どもたちの特性というの、学校の先生に、こうした方がいいということ言われながらやっているのでもうそこまで詳しいことはわからないんですけど、基本的にわかりやすい言葉で文章は短くということはよく言われています。キーワードを頭に残るような形で、今日は一番最初に田實先生が持っていたうちわとかね、いいなと思っていましたんですけど、うちわを学校の黒板の上にも置いていくれたらわかるのかなと思いました。

指示は具体的にとよく言われて、「これを見て下さい」とか、「あれです」とかはよくわからなくなるから、僕らはついつい言ってしまうことなんですけど気を付けてしゃべってください。はっきり、ゆっくりと、かみくだいてしゃべって下さいということはよく言われました。私ももう5年間もしゃべってるんですけど、後ろで当然、学校の教頭先生とかえらい方とかも見ていただきながらやってるんですけど、一番最後に今日どうでしたかとよく聞くんですけど、ダメだしとかもちょくちょく受けるんですけど、ちょっと早かったよとか、いろいろ言われながら勉強はさせてもらってます。

あと、一番最後にですね、大阪司法書士会ではアンケートを準備してるんですけど、今日わかったことを書いて下さいとかいうやつに、特別支援学校の生徒さん用のアンケートというのがなくてですね、漢字で書いとったんですけど、ちゃんとふりがな、ルビを振って下さいと言われましたので、特別支援学校用のアンケートも大阪司法書士会では作っているという感じですね。

ただ、僕も法教育推進委員会の前委員長ということで、今年どうなるかわからないんですけど、特別支援学校の生徒さん用の教材というのはまだまだできていない状況でして、手探りでやっているというのは変わっておりません。最初にお話させていただきましても、結構学校の先生の方の口コミで司法書士会やってるからと言うていただいているにも関わらず、こんな感じで手探りでやりますんでこれから何らかの形で支援学校用の教材とか作成できればいいかなと思っております。そんな感じで、以上です。